

滋賀文教短期大学公的研究費運営及び管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、滋賀文教短期大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項を遵守し、滋賀文教短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営及び管理することを目的として、滋賀文教短期大学公的研究費運営及び管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究資金」

科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金その他政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人、財団等から交付される研究資金をいい、学内研究資金についても準用する。

(2) 研究者

公的研究資金により、研究活動を行う本学の教職員及び本学の施設設備を利用して研究活動を行う全ての者をいう。

(3) 職員

公的研究資金の管理・運営にかかわる業務を行う職員等をいう。

(研究者および職員の責務)

第3条 研究者および職員（以下「研究者等」という。）は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守するとともに、第6条第3項の規定によりコンプライアンス推進責任者が行うモニタリングに積極的に協力し、公的研究資金の適正な管理・運営および公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

第2章 責任体制及び職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第4条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要に措置を講じる。また、部局責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

(部局責任者)

第5条 学科長及び事務局長は、部局責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、所属学科及び事務局を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

2 部局責任者は、研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針公的研究費の運営及び管理の基本方針に基づき、本学における具体的な対策を策定し、実施状

況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 各学科長は、コンプライアンス推進責任者として、学科における研究における実質的な権限を有しその責任を負うと共に、実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。不正防止を図るため、学科内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンスに関する定期的な啓発活動を実施する。

2 総務課長は、運営・経理担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有するとともに、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

3 第1項及び第2項のコンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、学科内に属する研究者等による公的研究資金の使用状況などについてモニタリングを行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

(運営及び経費担当者)

第7条 総務課長は、運営及び経費担当者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き、予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

(職名の公開)

第8条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

(ルール of 明確化及び統一化)

第9条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的に統一したルールで適正に運営及び管理する。

2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。

3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。

(関係者の意識向上)

第10条 研究倫理規程に基づき、これを本学関係者全体に周知徹底することにより、一層の研究の使命と公的財源の大切さを認識させる。

2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(4) 研究の進行状況について随時コンプライアンス推進責任者へ報告すること

3 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第11条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続きに関する相談窓口を事務局学務課に設置する。

2 相談窓口の責任者は、学務課長とする。

(不正防止計画)

第12条 最高管理責任者は、不正行為を未然に防止するため、その要因等を把握・分析するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、その計画を着実に実施しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の規定による不正防止計画の実施にあたっては、必要に応じて、理事長に対し協力を求めることができる。

(監査体制)

第13条 最高管理責任者は、公的研究資金の適正な管理・運営のため、理事長と協議のうえ、理事長に対し定期または臨時に監査を行うことを要請する。

2 理事長は、前項に規定する監査を行うにあたっては、滋賀文教短期大学内部監査規程に規定する監査員に対して、その実施について指示することができる。

3 前項の規定により指示を受けた監査員は、当該監査の結果を理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、当該監査の結果を最高管理責任者に通知しなければならない。

5 監査員は、監事および会計監査人と連携協力を図る必要があると認めるときは、適宜協議を行うことができる。

6 最高管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると指摘された場合には、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

(不正行為にかかわる措置)

第14条 公的研究資金の不正な管理および使用または公的研究資金に関連して不正な取引に関与するなど、不正行為が明らかとなった場合には、学校法人松翠学園滋賀文教短期大学就業規則、滋賀文教短期大学期限付き教職員就業規則並びに滋賀文教短期大学非常勤講師就業規則により処分する。

(通報・相談窓口の設置)

第15条 公的研究資金にかかわる公益通報等の取扱いについては、滋賀文教短期大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程を適用する。

(最高管理責任者による研修等の実施)

第16条 最高管理責任者は、公的研究資金の適正な管理・運営について、研究者等に対しその責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究資金の管理および使用等にかかわる不正行為を防止するため、必要な啓発・研修等を行うものとする。

2 研究者等は、前項に規定する啓発・研修等に参加し、意識の向上を図らなければならない。

(公的研究資金の支出管理)

第17条 公的研究資金の支出等の管理については、滋賀文教短期大学公的研究費助成事業にかかる経費等取扱規程にこれを定める。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、事務局総務課及び学務課が処理する。

(改正)

第19条 学長は、教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。